

賠償責任保険

会員が支援活動中、監督ミスや提供した飲食物が原因で子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を保証する。

事由	補償額
対人	1事故につき 2億円限度
対物	1事故につき 2億円限度

児童傷害保険

子どもが支援活動中に傷害を被った場合、支援会員の過失の有無にかかわらず、補償する。

事由	補償額	その他
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 9万円～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院 (1日)	2,000円	事故日より180日を限度
通院 (1日)	1,000円	事故日より180日以内で90日を限度
手術保険金	種類に応じ 2. 4. 8万円	

連絡先

〒689-1423 鳥取県八頭郡智頭町中原99-1

智頭町ファミリー・サポート・センター

TEL 0858-75-0145

受付時間 午前7:00～午後8時 (土日・祝日 同)

時間外、休日は転送でアドバイザーの携帯につながります。
必ず(0858-75-0145)におかけ下さい。
※その際は、智頭町の光電話ではなく、旧電話でおかけ下さい。
光電話ですと転送されません。

智頭町ファミリー・サポート・センター

育児の「援助を受けたい人」と「援助を行える人」を結ぶ会員組織です

一時、子どもを預かってもらいたい

保育園などの送り迎えをお願いしたい

空いている時間子育てのお手伝いができる



子どもの元気は地域で育む